

漁業運転資金金融通円滑化対策事業（継続）

1 趣 旨

近年の中小漁業者等の経営は、燃油や資材の高騰等に直面している中で、系統金融機関の脆弱な自己資本比率等によって漁業経営に必要な運転資金の円滑な融資が行われにくくなってきており、厳しい状況となっている。

このような状況に対し、平成14年度に基金を創設し、漁業信用基金協会が運転資金の保証引受を行った場合の代位弁済発生に伴うリスクを軽減する措置を講ずることで、漁業信用基金協会の保証引受の積極化を図り、中小漁業者等に対する運転資金の融資が円滑に行われるための支援を実施してきたところであるが、本事業は平成21年度末をもって新規の保証引受を終了し、平成22年6月に基金残額が国に返還されたところである。

平成27年度においては、平成21年度まで実施していた本事業に係る保証引受残高に対して、代位弁済が発生した場合の助成を行う。

2 事業内容

漁業信用基金協会が平成21年度まで保証引受を実施していた本事業に係る保証引受残高について、代位弁済発生の際の特別準備金の積立てに要する費用に充てるための資金の一部を、漁業信用基金協会に対して助成する。

3 交付先及び事業実施主体

一般社団法人漁業信用基金中央会

4 事業実施期間

既保証引受に係る融資期間終了時まで

5 平成27年度概算決定額（前年度予算額）

2,032千円（2,724千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2346（直）

漁業運転資金金融通円滑化対策事業

【平成27年度予算概算決定額 2(3)百万円】

中小漁業者等に対する運転資金の融資の円滑化を図るため、漁業信用基金協会が運転資金の保証引受を行った場合の代位弁済発生時に必要な経費を助成

補助対象：

漁業信用基金協会

補助率：

定額

事業実施主体：

一般社団法人漁業信用基金
中央会

交付先：

国 ⇒

一般社団法人漁業信用基金
中央会

⇒

漁業信用基金協会

- ・漁業信用基金協会が中小漁業者等が借り入れる運転資金の保証引受を行った場合の代位弁済発生時に必要な経費を助成するため、基金を創設したが、平成21年度末をもって新規の保証引受を終了。
- ・平成27年度においては、後年度負担分として、平成21年度までに保証引受を実施した案件について、代位弁済発生時に助成。

